

リニューアルしました！

住まいの補助金制度を 紹介します

令和6年度
利用実績

ハートフル住まいる
推進事業補助金

245 件

住み替え支援事業補助金

99 件

市では、住宅の取得や改修、解体などの費用の一部を補助しています。さらに、子育て世帯、移住世帯、市内企業に就労する方の定住を支援する補助金も用意しています。

砂川市の住まいの補助金制度をぜひご活用ください！

▼住宅を新築、中古住宅を購入した方は



まちなか住まいる等（住宅建設または購入）補助金

図建築指導係Tel 74-8760

【対象】 自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方

【補助対象】 都市計画区域内の新築または建売・中古住宅（建売中古住宅については土地代などは除く）

【補助額】

新築・建売住宅 (建売住宅：検査済証発行日から1年間未使用のもの)	
利用企業	補助額
市内企業	150 万円
市外企業	100 万円

中古住宅 (建築確認が行われた日が昭和 56 年 6 月 1 日以降のものに限る)	
補助率	上限額
10%	100 万円

●ご注意ください●

リニューアル後のまちなか住まいる等補助金の対象者は、令和7年度に工事請負契約または売買契約をする方に限ります。

令和6年度以前にすでに契約をしている方は、以前の制度が適用されますので、詳細についてはお問い合わせください。

「都市計画区域」については
お問い合わせください



さらに！

対象の方に加算される
補助金があります！
5 ページ上部をチェック！

子育て支援補助金

これらの補助金に関する問い合わせ 圏住生活支援係TEL 74-8758

【対象】 満 18 歳以下の子どもを扶養する世帯（子育て世帯）または子どものいない満 40 歳以下の夫婦（若年夫婦世帯）

【補助額】 ● 0 歳から満 6 歳以下（未就学児）の子どもを扶養する世帯 子ども一人につき 20 万円

● 小・中学生、満 18 歳以下の子どもを扶養する世帯 子ども一人につき 10 万円

● 若年夫婦世帯 10 万円

子育て世帯住み替えサポート補助金

【対象】 市外から市内に転入後、3 年以内に工事請負契約もしくは売買契約を締結した子育て世帯・若年夫婦世帯

【補助額】 20 万円

移住促進補助金

【対象】 市外から市内に転入した方（転入した日の前日まで 1 年以上他の市区町村に住民票を置いていた方）

【補助額】 20 万円

市内企業就労者定住促進補助金

【対象】 市内に所在地を有する企業に通算 3 年以上就労している方

【補助額】 10 万円

※いずれの補助金も、自らが居住するために住宅を建設または建売・中古住宅（建築確認が行われた日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅も対象）を購入した方で、住宅の不動産登記がされていることが条件です。
※住宅の建設費または購入費が、「子育て支援補助金」、「移住促進補助金」、「子育て世帯住み替えサポート補助金」、「市内企業就労者定住促進補助金」の補助額の合計を下回る場合は、その額が上限となります。



？ 実際にいくらもらえるの？

モデルケースをご紹介します！



モデルケース①

家族 5 人（未就学児 2 人、小学生 1 人）が市内業者を利用して、「都市計画区域」に 2,500 万円の住宅を建設する場合

- ◆ まちなか住まいる等補助金 150 万円
- ◆ 子育て支援補助金 50 万円

▶ 合計 **200 万円** の補助！



モデルケース②

若年夫婦世帯（子どもなし）が「都市計画区域」に築後 12 年で 1,400 万円の中古住宅を購入する場合

- ◆ まちなか住まいる等補助金 100 万円
- ◆ 子育て支援補助金 10 万円

▶ 合計 **110 万円** の補助！



モデルケース③

家族 4 人（未就学児 2 人）が築後 45 年で 300 万円の中古住宅を購入する場合（購入者は市内企業就労者）

- ◆ 子育て支援補助金 40 万円
- ◆ 市内企業就労者定住促進補助金 10 万円

▶ 合計 **50 万円** の補助！



いずれの場合も市外からの移住世帯には、さらに 20 万円を補助します！（移住促進補助金）

▼住宅を改修・リフォームする方は



長く住まいる（住宅改修）補助金（要事前申請） 閩建築指導係Tel 74-8760

▶一般リフォーム工事・バリアフリーリフォーム工事

【対象】 自らが居住する住宅の改修工事を行う方

※バリアフリーリフォーム工事は介護認定を受けていない65歳以上の方に限ります。

【補助対象】 50万円以上の間取り変更・増築・外壁・屋根などの改修工事または塗装工事、手すりの設置工事、段差解消工事など

※中古住宅購入後（不動産登記後1年以内）に改修工事を行う場合は、内装仕上げ材の取り替え工事および設備機器設置工事も対象。

【補助額】

- 市内企業を利用 20%（上限額 40万円）
※中古住宅改修工事（登記後1年以内）の場合は、上限額 80万円。
- 市外企業を利用 10%（上限額 20万円）
※中古住宅改修工事（登記後1年以内）の場合は、上限額 40万円。

▶耐震改修工事

【対象】 自らが居住する住宅の耐震改修工事を行う方

【補助対象】 昭和56年5月31日以前に建築確認された住宅で、50万円以上の耐震改修工事およびその付帯工事

【補助額】

- 市内企業を利用 20%（上限額 50万円）
※中古住宅改修工事（登記後1年以内）の場合は、上限額 90万円。
- 市外企業を利用 10%（上限額 30万円）
※中古住宅改修工事（登記後1年以内）の場合は、上限額 50万円。

▶ようへき擁壁改修工事

【補助対象】 自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ1.5m以上の擁壁改修工事

【補助額】 工事費用の30%（上限額 200万円）

▼自宅に太陽光発電システムを設置する方は



住宅用太陽光発電システム導入費補助金（要事前申請） 閩建築指導係Tel 74-8760

【対象】 自らが居住する（予定含む）住宅または同一敷地内に太陽光発電システムを設置する方

【補助対象】 設置する際に未使用で、JIS規格またはJETの認証を取得しているものなど（太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む）

※電力会社に売買しないで自己消費する場合も対象。

【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

設置工事費の10%（上限額 25万円）



▼住宅を解体する方は



老朽住宅除却費補助金（要事前申請） 閩建築指導係Tel 74-8760

【対象】 自らが居住していた住宅の所有者（相続人を含む）

※自らが居住したことがない賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象になりません。

【補助対象】 50 万円以上の解体工事（車庫、物置などの付属物の解体および家財の処分費を含む）

※併用住宅の場合は居住していた部分に限り補助対象となります。

【補助額（1,000 円未満の端数は切り捨て）】

- 市内企業を利用 40%（上限額 50 万円）
- 市外企業を利用 20%（上限額 25 万円）

※自ら居住したことがある住宅を賃貸（貸家）していた場合の補助率および上限額は上記の額の 1/2 となります。

▼自宅を売却・賃貸する方は



空き家バンク成約補助金（旧登録物件促進補助金・要事前申請） 閩住生活支援係Tel 74-8758

【対象】 自らが居住していた住宅もしくは相続した住宅を「砂川市
住み替え支援協議会」の「砂川市空き家バンク」に登録し、
その後、売買もしくは賃貸契約が成立した方

【補助額】 売買 10 万円 賃貸 5 万円

※住宅の不動産登記がされていることが条件です。

「砂川市空き家バンク」は市ホームページをご覧ください

「砂川市空き家バンク」
で検索！



補助対象となる建設費や工事金額などはすべて税抜きとなります。また、いずれの補助金も市税の滞納がないことが条件です。詳細な条件や必要書類、対象の有無などについては事前にご相談または右記 QR コードからご確認ください。



空き家は 早めの対処が鍵です！

管理が行き届かない空き家は老朽化が進み、危険な状態になる場合があります。現状を放置して事態が改善することはありません。将来を見据えてどうするかを考えて、早めに準備することが大切です。

売却や解体も視野に入れた総合的な判断を！



悩んだら、まずご相談ください！

【空き家相談窓口】住生活支援係Tel 74-8758